

序章 はじめに

1 景観重点地区制度の概要

山形市では、平成 31 年 4 月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。また、当該計画において、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる地区について、より積極的な景観形成を推進するため、景観重点地区制度を創設しました。

2 景観重点地区の選定基準

山形市では、『住民による発意型』と『山形市からの提案型』の 2 種類の景観重点地区の指定プロセスを設けていますが、そのうち、以下のいずれかの基準に該当すると認められる地区について、景観重点地区の指定に向けた取り組みを開始します。

- ① 山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区
- ② 特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲との景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区
- ③ 新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区
- ④ これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上がりのある、又は期待できる地区
- ⑤ 景観が対外的に評価されていると認められる地区

≪山形市景観計画「第 4 章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み」抜粋≫

なお、七日町御殿堰周辺景観重点地区は、上記の①から⑤全てに該当する地区として『住民による発意型』で取り組みをスタートしています。

3 景観計画の期間

景観まちづくりが人々の生活に溶け込み、その中での日々の営みが、いつか風土としてその土地に息づくためには、未来を見据え、子ども達に景観をつなぐ取り組みを長い時間をかけて熟成させていく必要があります。

このことから、山形市景観計画は計画期間を定めないこととしますが、景観における様々な環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、取り組みを推進します。

4 景観重点地区（七日町御殿堰周辺地区）の概要

(1) 景観重点地区（七日町御殿堰周辺地区）の名称・位置

『七日町御殿堰周辺景観重点地区』

七日町御殿堰周辺景観重点地区は、山形駅から徒歩20分の中心市街地に位置しています。地区の周辺には、業務施設、商業施設、市役所等の都市機能が集積しています。

(2) 景観重点地区（七日町御殿堰周辺地区）指定の目的

七日町御殿堰周辺地区は、「山形市中心市街地グランドデザイン」において、「戦略的景観構築ブロック」に位置づけられ、御殿堰と調和した風情のある空間を整備することで、「御殿堰沿いを歩きながら街を回遊したくなるような場所」の構築を目指しています。

この実現に向け、地区の景観特性を活かした歴史・文化を感じる景観づくりを進めることを目的とします。

(3) 景観重点地区（七日町御殿堰周辺地区）の範囲

七日町御殿堰周辺景観重点地区は、山形市中心市街地グランドデザインに示している「戦略的景観構築ブロック」のうち、「水の町屋七日町御殿堰」、「七日町ルルタス」、「十一屋本店」及び「オワソブルー山形」を含む範囲を重点地区と定めます。

